

2014年 秋号

仙台市 農政だより



発行 仙台市経済局農林部(農政企画課、東部農業復興室、農業振興課、農林土木課)
〒980-8671 青葉区国分町3丁目7-1 電話 022-214-8265(農政企画課) FAX 022-214-8338
ホームページ http://www.city.sendai.jp/business/d/keizai_03.html
Eメール kei008110@city.sendai.jp(農政企画課)

秋晴れのもと

市長が西部地域の農業視察を行いました

9月27日(土)に、市西部地域などにおいて、農家レストランをはじめとする6次産業化や農業振興と地域の活性化を目指す取り組みを奥山市長が視察しました。

はじめに、太白区柳生地区の(株)ベジランド佐藤を訪問しました。生産した農産物は、隣接する農家レストランに、食材としても提供



トマトのハウスを視察(太白区柳生)

しています。ハウス内の中玉トマトを試食した際には、甘くてみずみずしいと話していました。

次に訪問した同区秋保町境野地区では、稲刈りの様子を見ながら、地域が共同で行っている農地や水路の保全活動について説明を受けました。市長は、地域共同活動や鳥獣被害の状況などに熱心に耳を傾けていました。

同区秋保町湯元地区では、ワイン醸造に向けてブドウを栽培している畑を訪れ、今後の醸造計画などについて説明を受けました。順調に生育しているブドウを見て、「仙台では地域ブランドのワインは珍しいので、今後が楽しみですね」と話していました。

最後に、秋保温泉に程近い茂庭地区に今年7月2日にオープンした秋保ヴィレッジに向かいました。多くの来店者で賑わう農産物直売所で、生産者の方から直売への取り組みなどのお話を伺いました。



ブドウの生育状況の説明を受ける(太白区秋保町)

市長は、「地域の活性化や6次産業化の実践など素晴らしい取り組みを見ることができた。都市型農業であるという利点を活かし、農業者が元気になっていくことを期待し、関係機関と連携して支援していきたい」と今回の視察の感想を述べていました。

【農政企画課企画調整係

214・8265】



稲刈りを体験する参加者

六本木ヒルズで稲刈りイベントを実施しました！



首都圏における仙台・宮城産農林水産物のブランド化や消費拡大の推進を図るため、情報発信拠点である六本木ヒルズと連携し、1年を通じて様々なイベントを行っています。これまでも六本木ヒルズ屋上庭園にある2つの水田や畑を用いて、5月には県内で広く栽培されている「ひとめぼれ」と「みやこがねもち」の田植え、8月には枝豆の収穫体験を実施してきました。

そして9月には稲刈りを行いました。当日は140人を超え

る方が参加し、鎌での稲刈りやはせ掛け、足踏み脱穀機での脱穀など昔ながらの農作業を体験して頂きました。

年明けの1月には、今回収穫したもち米を使って餅つきを行うなど仙台・宮城産の農林水産物をPRしていきます。

【農政企画課企画調整係
214・8265】

仙台市からのお知らせ

一複式簿記(基礎)講習会開催

初めての方にもわかりやすい複式簿記(基礎)講習会を開催します。

◆日時 12月1日(月)～3日(水)
13時～16時

※3日間通しでの受講となります。

◆会場 JA仙台本店3階

第2会議室

◆講師 吉田徹税理士行政書士
事務所 代表 吉田 徹氏

◆締切 11月25日(火)

参加を希望される方は左記までお申し込みください。

【農業委員会事務局事務課

振興係 214・4353】

加工技術セミナーを開催します

市内農業者の方を対象として、農産物加工についてのセミナーを開催します。

◆開催日程及び内容

コース名	開催日	実習内容
和菓子コース	12月 9日(火)・10日(水)	・どらやき・きんつば
	2月 4日(水)・5日(木)	・さつまいもの甘納豆風 ・さつまいもかりんとう
米加工コース	1月14日(水)・15日(木)	・せんべい・ういろう
	2月25日(水)・26日(木)	・米粉の中華まん ・ぼたもち
スイーツコース	1月28日(水)・29日(木)	・ごまみそクッキー ・ほうれん草のマフィン
	3月 4日(水)・5日(木)	・人参ケーキ ・あんドーナツ

※各コース両日とも同じメニューを実習します。全ての回に参加する必要はありません。

◆募集人数 各日5名程度(募集人数に達し次第締め切り)

◆時間 13時～15時

◆持ち物 エプロン、三角巾、メモ帳、筆記用具等

◆会場 農業園芸センター加工棟
◆募集期間 11月17日(月)から開催日の1週間前まで
内容の詳細は、(株)パソナ(080・9448・1589)に、「加工セミナーについて」とお問い合わせください。

【農業振興課農商工連携推進室
214・8266】

耕作放棄地の発生防止に努め、大切な農地を守りましょう

耕作放棄地は、病害虫や鳥獣被害発生の温床になりやすく、また、産業廃棄物等の不法投棄場所になるおそれがあるなど、周辺農地にも悪影響を及ぼします。定期的に草刈りを行うなど、農地の保安全管理に努めましょう。

耕作放棄地の再生利用に関して、国の支援制度も紹介いたしますので、お気軽にご相談ください。

【農政企画課農地保全係
214・8334】

「農地の貸借」について

○農地中間管理事業を活用した農地の貸借の申し込みについて

農地中間管理事業では、農地中間管理機構である（公社）みやぎ農業振興公社が、農地の貸付希望者から農地を借り受け、農地の集積に配慮して、地域の担い手へ農地の貸し付けを行います。

離農や規模縮小を希望している方、農地を貸したいが貸付先が見つからない方は、機構を活用することで農地を貸し付けることができ、農地の集積にもつながります。

また、機構を活用し農地の貸し付け等を行った場合、要件を満たす対象者には補助金が交付されます。

◆対象地域 仙台市内の農業振興地域内

◆貸付期間 原則10年以上

◆注意事項

①農地として利用が著しく困難な農地は、機構で借り受けられない場合があります。

②借受希望者が見つかった後、農地の権利設定を行います。

③手数料（貸借料の1%）がかかります。

農地の貸借には、中間管理事業の他、J A 仙台や農業委員会で手続きを行う利用権設定があります。

機構を活用した農地の貸し付けをお考えの方は、左記までご相談ください。

・ J A 仙台営農企画課

2 3 6 ・ 2 4 1 3

・ J A 仙台中央営農センター

2 8 9 ・ 2 9 1 4

・ J A 仙台西部営農センター

3 9 1 ・ 0 1 5 0

【農業振興課生産振興係

2 1 4 ・ 8 3 3 5】

○利用権設定の申し込みについて

農地を貸す方、借りる方の新規・更新の申し込みを受け付けます。ご希望の方は、農業委員会にある申込書類に必要事項を記入の上、期限までにお申し込みください。

農地所有者の方は、固定資産税課税明細書の写しが必要です。

◆要件 市街化区域以外の農地で、契約期間は3年以上（期間満了時の離作料は不要）

◆申込締切

①平成27年4月1日設定分

平成26年12月12日（金）

②平成27年4月15日設定分

平成27年1月15日（木）

※ J A 仙台でも利用権設定を行っていません。

【農業委員会事務局事務課農地係

2 1 4 ・ 4 3 4 0】

「動物追払用花火」を

ご使用の方へ

動物追払用花火を使用中に持ち手付近が破裂し、指を欠損する等の事故が発生しています。ご使用の際は、次の事にご注意ください。

・ 直接、手で持たないで専用ホルダーを用い、底面を体に向けてないで使用する。

・ 不発の場合でも絶対に覗かない。
・ ホルダーに変形、さび等の異常が有るものは使用しない。
・ ゴーグル、耳栓、革手袋などの防護具を併用する。

※ 株式会社「駆除雷5発」(2

012年5月中国製)は、同社が自主回収を行っています。当該製品をお持ちの方は絶対に使用せず、左記まで連絡をお願いします。

◆連絡先 (株)ライズ

0 8 6 ・ 2 9 5 ・ 1 1 7 9

【農政企画課農地保全係

2 1 4 ・ 8 3 3 4】

「ふじちゃん」マークの

版代を助成します

仙台市内産野菜を消費者にPRするため、せんだい産農産物表示マーク「ふじちゃん」の野菜包装袋や野菜加工品の包装紙等への印刷を推進しています。

印刷版代の助成(1版あたり上限4万円、最大3版まで)を行っていただきますので、希望される方は、左記までお問い合わせください。



【農業振興課農工商連携推進室

2 1 4 ・ 8 2 6 6】

**米価下落に対する緊急支援
対策を実施します**

平成26年産米の概算金が、昨年
に比べ大幅に引き下げられ、
農業者の生活や営農継続への支
障等が懸念されています。

市では、農業者の経営の安定
を図るための支援策として、J
A仙台と連携し、市内の稲作農
業者が営農の継続に必要な資金
をJAから借りる場合に実質無
利子となるよう利子補給を行
います。

◆対象 JA仙台から融資を受
ける市内の稲作農業者

◆申込期間
10月15日(水)～12月30日(火)

◆助成内容

(1)貸付限度額 稲作付面積

10aあたり15,000円、
上限300万円

(2)利子 実質無利子

①JA仙台への米出荷者

JA仙台の貸付利率0.5%、
市利子補給0.5%

②JA仙台以外への米出荷者

JA仙台の貸付利率2.3
5%、市利子補給2.35%

(3)貸付期間 6年以内(据置1年)
(4)その他 保証人1名が必要
です。(2)の②に該当する方は、
保証人は必要ありませんが、
農業信用基金協会の保証料
分の負担が発生します。

◆申込方法 JA仙台の各金融
窓口でお申し込みください。

【農業振興課生産振興係

214・8335】

一 認定農業者になりませんか

認定農業者とは、自らの農業
の5年後の目標やその達成に向
けた取組等を内容とした「農業
経営改善計画」を作成し、市の
基準を達成する見込みがあると
認定を受けた農業者のことをい
います。

◆認定農業者の主なメリット

- ・ 低利融資(スーパーL等)
- ・ パイプハウス設置費用の補助
- ・ 6次産業化の推進にかかる補助
- ・ ナラシ対策への加入

※ナラシ対策とは 米・麦・大
豆等の価格下落や不作等によ
り、収入減少が発生した場合、
標準的収入との差額のうち、
9割が国と農業者からの拠出

金により補てんされる制度で、
認定農業者、認定新規就農者、
集落営農が加入できます。

米価変動等に備え、ナラシ対
策の加入等のメリットを受ける
ため、認定農業者になることを
検討されている方は、左記まで
ご連絡ください。

【農業振興課生産振興係

214・8335】

**青年等就農計画の認定が始
まります**

従来、県が行っていた新規就
農計画の認定に代わり、平成26
年10月から、仙台市内で就農す
る方を対象に、青年等就農計画
の認定を開始しました。就農後
の5年間の農業経営の計画を作
成し、計画が認定されると、認
定新規就農者として様々な支援
策を受けることができます。

◆対象者 本市区域内での就農

を希望する、または就農後5
年以内で、次のいずれかに該
当する青年等。

①青年(18歳以上45歳未満)

②特定の知識・技能を有する
中高年者(65歳未満)

③前記①②の者が役員の過半
数を占める法人

◆支援策

- ①青年就農給付金(経営開始型)
- ②青年等就農資金(無利子融資)
- ③ナラシ対策への加入
- ④農地中間管理事業による農
地の借り受け

支援策を受けるには、他にも
要件があります。詳しくは左記
までお問い合わせください。

【農業振興課生産振興係

214・8335】

**津波被災地域へのパイプハ
ウス設置を支援します**

野菜・花きパイプハウス緊急
設置費用助成を実施しています。

◆対象者 津波により被災した

営農集団・認定農業者・エコ
ファーマー

◆助成内容 事業者の1/2以

内、1㎡あたり2,650円限度
希望される方は平成27年1月
30日(金)までに相談ください。

【東部農業復興室復興支援係

214・7327】